

令和7年度 北杜市 調整給付金 (不足額給付) についてのご案内



調整給付金の「不足額給付」とは、令和6年度当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。以下の『不足額給付Ⅰ』もしくは『不足額給付Ⅱ』のいずれかの要件に当てはまり、令和7年1月1日時点で北杜市に住民登録がある方(住民登録外の課税者を含む)が対象です。

裏面から、**あなたに届いた通知の種類がどれなのか、ご確認ください。**

詳細や、Q&Aについてはこちらから➡



【不足額給付Ⅰ】



【支給金額】

令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた不足分を支給

【対象者】

- 令和5年所得と比べて、**令和6年所得が減少した方**
- 子の出生などで、**令和6年中に扶養親族が増えた方**
- 令和6年度当初調整給付(令和6年8月実施)後に生じた税額修正により、令和6年度分個人住民税**所得割額が減少**し、不足額給付時(今回)に一律対応することとなっている方

【不足額給付Ⅱ】

【支給金額】

1人当たり原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【対象者】 次の1から3の、すべてに該当する方

※主に、青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円を超える方が対象

1. 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割が、**ともに非課税**(定額減税前税額が0円)
2. 税制度上『**扶養親族**』**ではない**(扶養親族等としても定額減税の対象外である)
3. 低所得世帯向け給付(注:1)対象世帯の世帯主・世帯員に**該当していない**

(注:1)低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員とは、以下を受給した方です。

- ・ 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
- ・ 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
- ・ 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

届いた通知を、次の中から確認してください。

【不足額給付 支給のお知らせ】が届いた方

不足額給付Ⅰの対象者と見込まれる方へお送りしています。通知に記載された内容に変更がなければ、**原則、提出・申請するものではありません。**

記載内容に変更がある方(氏が変わった、別の口座に支給してほしい、算出式の数値に相違がある等)は、別途手続きが必要です。令和7年9月5日(金)までに下記の問い合わせ先に申し出てください。(これ以降の申し出は受付できません。)

【不足額給付 支給確認書】が届いた方

不足額給付Ⅰの対象者と見込まれる方へお送りしています。通知に記載された、内容に変更がないか確認し、同封されている記入例に沿って**確認書に記載し、口座情報等必要な書類を添付**して、返信用封筒に入れ、**令和7年10月31日(金)【必着】までに、返信**してください。

※必要書類につきましても提出期限必着となります。期限に余裕をもって提出してください。

【不足額給付 申請書】が届いた方

不足額給付Ⅱの対象者と見込まれる方へお送りしています。**申請書の内容を確認のうえ記載し、口座情報等必要な書類を添付**して**令和7年10月31日(金)【必着】までに、**ご提出ください。

※内容により追加書類の提出を依頼する場合があります。

なお、申請後には審査があります。申請した方が必ず給付対象になるとは限りませんので予めご了承ください。また、必要書類につきましても提出期限必着となります。期限に余裕をもって提出してください。

【給付金の支給時期】令和7年9月中旬から順次

※後日、給付金の支給日を記載した『支給決定通知書』を発送します。

《注意事項》

※令和7年1月1日時点で北杜市に住民登録がある方(住民登録外の課税者を含む)が対象です。

※令和7年1月1日以前に対象者が亡くなられた場合は、給付対象外となります。

※通知が届いた後に対象者が亡くなられた場合は、対応が異なりますので、表面QRコードから市ホームページにある「Q&A」をご確認ください。

《給付金詐欺・個人情報の詐取にご注意ください！！》

●自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の機関・職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

●北杜市ではメールによる通知やオンライン申請は実施しておりません。お心当たりのないメールに記載されたURLへのアクセスや個人情報等の入力せず、速やかに削除してください。

お問い合わせ 平日:午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)
北杜市役所 福祉課 給付金担当 ☎0551-42-1163